

一般社団法人 クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会 会費等規則

(目的)

第1条

この規則は、一般社団法人 クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会（以下「当法人」という。）定款第6条及び第8条第2項の規定に基づき、当法人の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(社員の種別及び会費)

第2条

社員の種別は、次の各号で定めるとおりとし、社員種別に応じ、別紙「会費の算定基準」に基づき、会費を納入しなければならない。

- (1) 社員Aは、当法人の目的に賛同して入社した法人のうち、当法人設立時の法人とする。
- (2) 社員Bは、当法人の目的に賛同して入社した法人のうち、社員A以外の法人とする。
- (3) 個人社員は、当法人の目的に賛同して入社した個人とする。

(賛助会員の会費)

第3条

賛助会員は、別紙「会費の算定基準」に基づき、会費を納入しなければならない。

(会費の納入)

第4条

社員及び賛助会員は、当法人定款第32条及び第36条に規定する事業年度ごとに定められる別紙「会費の算定基準」に基づき会費を納入しなければならない。

2 会費は、毎年4月末日までに、年会費全額を一括して指定の銀行口座に振り込むものとする。かかる振込の手数料は、振込を行う社員及び賛助会員の負担とする。

3 当法人の設立初年度の会費の納入期限は、理事会の決議を経て別に定める。

4 事業年度途中の入社に係る会費にあっても、入社月末日までに年額を納入するものとする。ただし、当該年度途中で賛助会員から社員となる場合は、社員の会費と既納入分の会費との差額を新たに納入するものとする。

(社員及び賛助会員の資格の継続)

第5条

社員及び賛助会員の資格は、当法人定款第32条及び第36条に規定する事業年度の終了の日の30日以上前に、退社の届出がない場合は、翌事業年度についても継続するものとする。

附則

- 1 本規則は、本規則が成立した日から施行する。

会費の算定基準

1. 法人社員の年会費については1口10万円とし、下記の通り定める。

社員種別		年会費
社員A		30口以上
社員B	資本金300億円以上	15口以上
	資本金10億円以上、300億円未満	10口以上
	資本金10億円未満	5口以上

- ※ 上記規定にかかわらず、営利を目的としない法人であって、理事会が特に認めた場合は、年会費を減額又は免除できるものとする。
- ※ 当法人定款第21条第2項の規定に基づき、社員Bの所属員が理事に就任した場合、又は当法人定款第30条第3項の規定に基づき、社員Bが運営委員に就任した場合には、当該社員Bは、社員Aと同等の年会費を支払うものとする。
- ※ 当法人の設立初年度の会費は、年会費の額を3で除した額とする。

2. 個人社員の年会費は無料とする。

3. 賛助会員の年会費は、1口以上とする。ただし、当法人の設立初年度は無料とする。

平成27年12月11日 制定